

産業遺産学会評議員会規定

(目的)

第1条 産業遺産学会の評議員会の運営に関し必要な事項について規定し、その適法かつ円滑適切な運営を図ることを目的とする。

(評議員会の構成)

第2条 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

2 理事は、求めに応じ評議員会に出席し、意見を述べるものとする。

(評議員会の種類)

第3条 評議員会は、定例評議員会及び臨時評議員会の2種とする。

2 定時評議員会は、年1回毎事業年度の5月に開催するものとし、組織理事が招集する。

3 臨時評議員会は、必要に応じていつでも開催できるものとし、組織理事がこれを招集する。

(議長)

第4条 評議員会の議長は、組織理事が行う。組織理事が欠席の場合は評議員会において、出席した評議員の中からその都度互選する。

(評議員会の運営)

第5条 評議員会は、議決に加わることができる評議員の過半数の出席がなければ開催することができない。

2 議長は、評議員会の開会に際し、出席者数を確認しなければならない。

3 議長は、評議員会の秩序を維持し、議事を整理する。

(決議)

第6条 評議員会の決議は、議決に加わることができる評議員の過半数が出席し、出席した評議員の過半数をもって決する。

(評議員の定数)

第7条 定数は若干名とし、特に上限を定めない。

(評議員の選出等)

第8条 会員より推薦をうけ、理事会の承認により選出する。

(評議員の職務)

第9条 産業遺産に関する研究・調査・保存活動を積極的に行う。

- 2 評議員会を構成し、この規約の定め及び評議員会の議決に基づき、本会の業務を執行する。
- 3 理事の求めに応じ助言を行う事が出来る。

(評議員の任期等)

第10条 任期は特に定めない。

(評議員の解任)

第11条 次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その評議員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他評議員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第12条 報酬は特に定めない。

(改 廃)

第13条 この規則の改廃は、評議員会の決議による。

附 則

この規定は、2022年7月1日より施行する。